



アツプ!!  
やりがい

アツプで、  
環境

平成20年

11月

1

土

30

日

森下千里

信頼される仕事は 安心できる職場から

# 建設雇用改善推進月間

〈主唱〉厚生労働省 国土交通省 独立行政法人雇用・能力開発機構

〈協賛〉(社)全国建設業協会 (社)日本建設業団体連合会 (社)全国中小建設業協会

(社)建設産業専門団体連合会 (社)日本建設業経営協会 (社)全国建設産業団体連合会

# 建設雇用改善推進月間とは

わが国の建設業は、国内総生産の約1割を生み出し、地域の雇用の受け皿としての機能を担う基幹産業です。ところが、建設業の受注生産・屋外生産であるなどの特性から、不明確な雇用関係、労働災害の多発、労働福祉の立遅れなど多くの改善を要する問題がみられ、このことが建設業の発展に重大な影響を与える恐れがあります。

厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構では、建設業における雇用改善について、事業主や関係者の方々の理解と関心をより一層高めていくため、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」として広範な啓発活動を展開しています。

—— 信頼される仕事は 安心できる職場から ——

〈平成20年度スローガン〉

今年度の月間期間中には、中央における建設雇用改善推進全国会議（建設雇用改善優良事業所・功績者表彰）の開催、都道府県における建設雇用改善推進大会等の開催、ポスター・リーフレット等による広報など、雇用改善の促進につながる様々な取組を進めてまいりますので、建設業界の方々の積極的な御参加、御協力をお願いいたします。

## 建設雇用改善対策としては

建設労働者の雇用改善のために厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構では次の対策を講じています。

### 【厚生労働省では】

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく施策の基本方針として「第7次建設雇用改善計画（計画期間：平成17年10月～22年度）」を策定し、建設労働者の雇用改善に向けた諸施策を推進します。

### 【国土交通省では】

今後の建設産業政策の方向性をとりまとめた「建設産業政策2007」の中で、“ものづくり産業を支える「人づくり」の推進”を大きな改革の方向の一つとして位置付け、建設産業を支える優秀な人材の確保・育成とその評価に向けた取組を推進します。

### 【独立行政法人雇用・能力開発機構では】

建設労働者の雇用改善に関する相談・援助、雇用管理研修等の実施、建設雇用改善助成金の支給などの業務を行います。

建設労働者の雇用改善のため、事業主や関係者の方々に、上記の法律や計画等の趣旨を十分御理解していただき、雇用改善を推進していきます。

## 【建設労働者の雇用改善】

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）では、建設業の雇用管理の改善に向けた基本事項として次のことを規定しています。

1. 雇用管理責任者の選任（第5条関係）  
事業主は、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任しなければなりません。
2. 募集に関する事項の届出（第6条関係）  
事業主は、特定区域（東京、神奈川、愛知、大阪及び兵庫の一部区域）において、被用者に直接募集の方法で、労働者を募集させようとするときは、その募集活動に従事させる被用者の氏名等の募集に関する事項を公共職業安定所長に届け出なければなりません。
3. 雇用に関する文書の交付（第7条関係）  
事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対して速やかに事業主の氏名、就業場所、雇用期間等を明らかにした雇入通知文書を交付しなければなりません。
4. 関係請負人に関する書類の備付けおよび援助（第8条関係）
  - (1) 建設工事が数次の請負により行われるときは、最先次の元方事業主（元請）は、その後次のすべての関係請負人（下請）について、その氏名又は名称、作業予定期間、雇用管理責任者の氏名を明示した書類を事業所に備えておかなければなりません。
  - (2) また、元方事業主は関係請負人に対して、雇用管理の適正化についての助言、指導等の援助を行うように努めなければなりません。

### ※ 建設労働者需給調整事業の適正な運営

建設業務に係る有料の職業紹介事業は「職業安定法」により禁止されており、また、労働者派遣事業は「労働者派遣法」により禁止されています。

平成17年の建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正により、建設業務有料職業紹介事業と建設業務労働者就業機会確保事業を実施することができる制度が創設されましたが、建設労働者の雇用の安定に向けて、この制度導入と適正な運営を図ることが必要です。



## 第7次建設雇用改善計画(平成17年10月～平成22年度)

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、建設労働者の雇用状態の改善、能力の開発・向上及び福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき以下のような事項を定めています。

### 課題

高い意欲と能力を持つ建設労働者が安心して生活できる労働環境のための建設雇用改善を推進するとともに建設産業における就業機会の確保・拡大を図る。

### 第7次建設雇用改善計画における最重点事項

- ① 建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある環境づくりを図ること。
- ② 建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業者等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、教育訓練の共同的かつ広域的な実施を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行えるようにし、その職業能力を高めるとともに、技能の継承を図ること。
- ③ 今後の労働力需給構造の変化を見通しながら、若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに、高齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図ること。
- ④ 建設事業者が、新分野において中核的な役割を果たす労働力を確保して新分野進出を円滑に行うことにより、現に雇用されている建設労働者の雇用の安定を図るとともに、企業単位での一時的な労働力の過不足が建設業において恒常的に発生する中で、建設業務労働者の雇用の安定を図るため、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営を確保すること。

## 「建設産業政策2007」を踏まえた人づくりの推進

「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業づくり」を目標の一つとして掲げ、建設産業政策の基本方向を示す「建設産業政策大綱」が平成7年に策定されましたが、その後の建設産業を取り巻く環境が大きく変化する中で建設産業が直面する諸課題に対応するため、平成18年6月に「建設産業政策研究会」を設置し、構造改革の方向と今後の建設産業政策について最終とりまとめを行い、平成19年6月に「建設産業政策2007」を発表しました。国土交通省では、建設産業を労働者が働きがいと誇りを感じ、生涯を託し得る「魅力ある産業」として再生するため、“ものづくり産業を支える「人づくり」”に係る下記の諸施策を推進しています。

### 「建設産業政策2007 ～大転換期の構造改革～」

建設産業の将来的な発展を支える優秀な技術者・技能者の確保・育成、評価等、ものづくり産業を支える「人づくり」に産業全体として取り組むことにより、賃金、労働時間等の労働条件等を改善し、建設産業が生涯を託し得る「魅力ある産業」へと転換していくことが可能となると考えています。

#### (イ) 技術者・技能者の評価、処遇の改善等

- ・技術者の継続教育(Continuing Professional Development)の評価に向けた検討
- ・建設業において生産性の向上、品質の確保を図るための基幹技能者に対する経営事項検査、総合評価方式における評価等の検討
- ・優秀な技能者や人材育成等に係る先進的で特色のある取組を行う企業等に対する顕彰
- ・法令遵守の徹底
- ・事業者団体を通じた建設労働者の一時的な送出入を可能にするための改正建設労働者雇用改善法の活用の促進

#### (ロ) 技術・技能の向上・承継

- ・技術・技能の承継に関する基本的な仕組みの検討
- ・事業者団体等が行う熟練技能者やOBを指導役として活用した若手技能者の技能取得等に資する先駆的先導的な取組への支援
- ・技術者・技能者の業種横断的教育訓練機関の活用促進
- ・地場の伝統技術・技能の承継のためのモデル事業の促進

#### (ハ) 将来の人材の育成強化等

- ・専門高校と地域の建設業界が連携した将来の人材育成の強化方策の検討
- ・女性を積極的に育成・活用する方策の検討
- ・外国から受け入れた研修・技能実習生の活用についての検討

## 建設雇用改善助成金

建設事業主が建設労働者の能力開発や雇用管理の改善、職場環境の改善に取り組む場合、又は建設事業主の団体が雇用改善のための各種事業を実施する場合に、それに要する費用の一部を助成する制度です。

### 〔建設教育訓練助成金〕

- 職業能力開発促進法による認定訓練、技能実習・通信教育訓練又は就業機会確保に対応するための教育訓練を実施した場合
- 認定職業訓練の実施に必要な施設・設備の設置若しくは整備(広域的な職業訓練法人のみ)、または広域的な職業訓練を受講させた場合
- 職業能力開発促進法による認定訓練、技能実習又は就業機会確保に対応するための教育訓練を労働者に有給で受講させた場合

### 〔建設事業主雇用改善推進助成金〕

- 中小建設事業主が、雇用管理面での課題を分析の上、当該課題に対応するための年間を通じた計画を策定し、当該計画に従って取組を実施した場合

### 〔建設事業主団体雇用改善推進助成金〕

- 中小建設事業主の団体又はその連合団体が、傘下企業の雇用管理の改善に必要と思われる事業について数値目標を設定し、その目標達成のために必要な事業を実施した場合

建設雇用改善助成金の利用、その他建設雇用改善についてのご相談は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの担当が承っております。お気軽にご相談ください。

### ● 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター所在地 ●

センター名	所 在 地	代表電話番号	FAX番号
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1	011-640-8822	011-640-8950
青 森	〒030-0822 青森市中央3-20-2	017-777-1234	017-777-1187
岩 手	〒020-0022 盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル5階	019-625-5101	019-625-5104
宮 城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1	022-362-2253	022-364-2641
秋 田	〒010-0101 湯上天王字上北野4-143	018-873-3177	018-873-3179
山 形	〒990-2161 山形市大字漆山11954	023-686-2225	023-686-2426
福 島	〒960-8054 福島市三河北町7-14	024-534-3637	024-534-3638
茨 城	〒310-0021 水戸市南町2-6-10 水戸証券ビル6階	029-221-1188	029-221-1391
栃 木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23	028-622-9497	028-622-9498
群 馬	〒370-1213 高崎市山名町918	027-347-3333	027-347-3711
埼 玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8	048-882-4079	048-882-4250
千 葉	〒263-0004 千葉市稲毛区六方町274	043-422-2224	043-422-2724
東 京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所4階	03-5638-2280	03-5638-2296
神 奈 川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78	045-391-2818	045-391-0141
新 潟	〒950-0917 新潟市中央区天神1-1 プラーク3 3階	025-240-1341	025-247-5324
富 山	〒930-0805 富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2階	076-433-2211	076-442-1178
石 川	〒920-0352 金沢市鶴善堂町へ1	076-267-0801	076-267-0891
福 井	〒915-0853 越前市行松町25-10	0778-23-1010	0778-23-1013
山 梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1	055-241-3218	055-241-3865
長 野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12	026-243-1001	026-243-2797
岐 阜	〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル6階	058-265-5800	058-266-5329
静 岡	〒422-8033 静岡市駿河区豊島3-1-35	054-285-7185	054-285-7225
愛 知	〒460-0003 名古屋市中区錦1-16-20 グリーンビル5階	052-221-0171	052-221-1271
三 重	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津 12階	059-226-9964	059-226-2177
滋 賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13	077-537-1164	077-537-3076
京 都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1	075-951-7391	075-951-7393
大 阪	〒530-0001 大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階	06-6343-8210	06-6343-8222
兵 庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50	06-6431-7276	06-6431-7285
奈 良	〒634-0033 橿原市城殿町433	0744-22-5224	0744-22-6744
和 歌 山	〒640-8483 和歌山市園部1276	073-461-1531	073-464-2020
鳥 取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11	0857-52-8781	0857-52-8782
島 根	〒690-0001 松江市東朝日町267	0852-31-2800	0852-31-2164
岡 山	〒700-0951 岡山市中580	086-241-0067	086-241-0902
広 島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65	082-245-0267	082-243-0838
山 口	〒753-0861 山口市矢原1284-1	083-922-1948	083-922-1935
徳 島	〒770-0942 徳島市昭和町8-27-20	088-654-5101	088-654-5103
香 川	〒761-0113 高松市屋島西町2366-1 高松テルサ2階	087-841-5757	087-841-5777
愛 媛	〒791-8044 松山市西郷生町2184	089-972-0334	089-972-0950
高 知	〒780-8010 高知市榎橋通4-15-68	088-833-1085	088-831-3008
福 岡	〒812-0039 福岡市博多区冷泉町5-32 オーシャン博多ビル6階	092-262-2700	092-262-2220
佐 賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町若宮1042-2	0952-26-9498	0952-26-9494
長 崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113	0957-22-5471	0957-35-4720
熊 本	〒862-0956 熊本市水前寺公園28-51 熊本テルサ1階	096-386-5100	096-386-5104
大 分	〒870-0131 大分市皆春1483-1	097-522-2171	097-522-4456
宮 崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241	0985-51-1511	0985-51-1513
鹿 児 島	〒890-0068 鹿児島市東都元町14-3	099-254-3752	099-254-3758
沖 縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-862-3215	098-861-3380